

令和 6 年度 児童福祉法改正に係る東京都の意見表明等支援に係る取組

背景

【国及び都の動き】

- 令和 4 年 6 月に改正児童福祉法が成立。児童相談所が関わる子供について、都道府県等に以下の業務を規定
 - ・ 子供の意見表明等を支援するための体制整備
 - ・ 児童福祉審議会等を活用した子供の権利擁護の環境整備
- 東京都児童福祉審議会専門部会で議論がなされ、令和 5 年 1 月に提言「児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組み（子供アドボケート）の在り方について」が示された。

【児童福祉審議会の提言の内容】

1. 意見表明等の理解促進 2. 意見表明等を支援する仕組みの充実 3. 児童福祉審議会への申立て

	提言内容	実施内容
1	意見表明等の理解促進	<p>①【幼児及び障害児の被措置児童等に対する子供の権利の啓発】 幼児及び障害児の被措置児童等に対する子供の権利の啓発物等を令和 5 年度に作成。令和 6 年度は、説明会の実施や啓発物等の配布を通して対象の児童や職員等に周知するとともに、啓発物の検証を行う。</p> <p style="text-align: right;"><参考> 幼児向け権利の啓発物（動画）</p> 
2	意見表明等を支援する仕組みの充実	<p>②【意見表明等支援員のモデル導入】 一時保護や児童相談所が決定する施設入所等の措置等について、面談等を通じて子供の意見形成や意見表明を支援する意見表明等支援員を導入。令和 6 年度は、施設環境や協力意向等を踏まえ、一部の一時保護所入所中及び里親委託中の子供に対し、意見表明等支援員による訪問・面談を、モデル的に実施する。</p> <p>③【第三者委員と意見箱の活用促進】 施設等の第三者委員と意見箱の活用に係る事例集を作成し、職員等に好事例を共有することで、第三者委員及び意見箱の運用の底上げを図っていく。</p>
3	東京都児童福祉審議会への申立て	<p>④【東京都児童福祉審議会への子供本人申立て制度の運用開始】 令和 6 年 4 月より、児童相談所が決定する子供の今後の生活の場等について、子供本人が東京都児童福祉審議会に申し立てることができる制度の運用を開始した。申立て制度を適切に運用するとともに、制度運用の状況や、実際の各事例についての検証・分析を行い、必要に応じて改善等を図っていく。</p>